

『將軍足利尊氏充行下文』と 高座郡和田・深見郷について

阿 部 征 寛



はじめに

大和市域に関する中世史料のなかで、和田・深見郷について触れた文書が一通ある。まず、その全文を次に掲げることとしよう。

(史料)(足利尊氏)

(花押)

下 南遠江守宗継

可令早領知陸奥国伊具庄、下総国印西庄、上総国鈺富庄、相模国和田・深見両郷并俣野彦太郎入道跡事

右、為勲功之賞、所充行也者、早守先例、可致沙汰之状如件、

正平七年正月二日



將軍足利尊氏充行下文(足利市・清源寺所蔵)

この文書は、足利尊氏が正平七年(一三五二)正月、被官南宗継に宛て出した、いわゆる「將軍足利尊氏充行下文」であり、足利市名草中町にある臨濟宗清源寺(円覚寺派)に伝わるものである(当寺伝によると、虎関師鍊の高弟大道一以を開山とし、開基は南宗継と伝える。このことから宗継の菩提寺であろう。事実境内には一族の墓石群が現存する)。

活字文としては、最近刊行された『神奈川県史』資料編3(古代・中世 3上)に収録されている。なおここに掲載した文書はこの『神奈川県史』から採用させてもらったものである。

鎌倉から南北朝にかけての大和市域解明のための基本史料ともいべきものである。

なおこの他に同時代の史料として、同『神奈川県史』同編の中に、「絃間郷」(鶴間郷)に触れた文書『足利尊氏・同直義所領目録』(年欠 比志島文書)が収録されていることを記しておこう。

この二点が根本史料である。以下、前者文書を中心として、中世大和市域の歴史を考えてみる。

それにあたり、足利尊氏文書中に見える主要項目についての解説を若干行い、その次に和田・深見郷を 中心とした市域の問題を考えることとしたい。

1. 南宗継

まず、南宗継とはいかなる武士であったのか。またこの文書がいかなる状況の中で尊氏から、「充行」なわれたのか、についてしてみる。

先祖は高氏であり、『高階氏系図』によれば、高師氏の子頼基の代に初めて両氏を名乗った。代々、足利氏の執事をつとめた家系である。また高師直・師泰兄弟と父惟宗とは、従兄弟関係にあった(系図参照)

その後、尊氏・直義兄弟の不和による「観応の擾乱(かんのうのじょうらん)」が起り、観応二年 = 正平六年に尊氏に従って京都を発し、直義の遁逃した鎌倉へ向った。その途次、同年十二月には由比・蒲原で直義軍と合戦、さらに逃げる直義を追って伊豆国府に到り、翌年正月五日鎌倉に入った。

そして二月二六日には、尊氏は降伏した直義を鎌倉延福寺(現浄妙寺境内)に幽閉し毒殺した。多分、この毒殺に参画したことであろう(以上『太平記』・『梅松論』等による)。

このことがあって間もない、閏(うるう)二月には新田義貞の遺子義興の率いる関東軍と合戦することとなる。義興方の軍に圧倒され、一時鎌倉を離れた足利方は神奈川へ赴き、同月二〇日には多摩川を越え、金井原(現小金井市)で合戦し、さらに小手指原(現所沢市)等で戦を行ない、やがて勝利をおさめた。いわゆる「武蔵野合戦⁽¹⁾」を演じた。

以上が、南宗継の正平七年前後の戦歴経過説明である。

既述の説明から窺知できるとおり、この文書は、尊氏が直義討滅のためそれまで敵対していた南朝方と一時的な和睦をはかり実現なって間もなくのものである(『園太暦』に観応二年十一月五日に実現あった旨が記されている)。

したがって、尊氏はこの文書において北朝方の年号を避け、南朝方の年号「正平」を用いていることに注意しなければならない。

また、京都から従軍した近臣宗継に対しては、「観応の擾乱」のクライマックスに臨んでそれまでの「勲功」を評価し、上総国飯富庄以下相模国和田・深見郷等の地頭職を与えるなどの心憎いまでの配慮を示した。

この文書の発給は多分、尊氏が伊豆国府かその近傍で宗継に与えたものである。したがって戦乱の渦中にて出されたものといえる。

この後、宗継と和田・深見両郷との関係についてはよくわからない。

2. 文書中に見える諸庄園

次に、この文書に見える宗継領知の諸庄園について見る。

まず《上総国飯富(おぶ)庄(飯富庄 = 千葉県君津郡袖ヶ浦)》であるが、宗継以前の支配管掌者は誰であったか。

鎌倉幕府の記録書である『吾妻鏡(あづまかがみ)』によると、建保元年(一二一三)五月の和田義盛の乱によって、幕府に没収された庄園・郡・郷名の一覧が記録されているが、その中に該庄名が見える(建保元・五・七条)。

この時、相模国では山内庄・菖蒲・大井庄・懐島・岡崎・渋谷庄(庄名の無いのは郷名である)の六ヶ所が没収対象となった。これ等の没収地はこの乱で勲功のあった武士等に与えられた。

飯富庄は「上総国飯富庄^{武州}」とあって、武州すなわち北条時房に与えられたことがわかる。

この時房は時政の子で、義時の弟である。彼は常に幕政の枢要にあって、たとえば畠山重忠・和田義盛等の謀殺に参画し、承久の乱(一二二一)でも陣頭指揮にあたった。

ことに承久の乱後は六波羅南方(探題)にとどまり、公家政権の監視・尾張国以西の裁判・軍事等を管掌した。その二年後には泰時のもとで連署(れんしよ)となり北条政権の拡大に貢献した人物である⁽²⁾。

ところで、この飯富庄の伝領のあり方については若干疑問となる点がある。

飯富庄が和田の乱に味方した武士の所領であったことは確かとしても、『吾妻鏡』を見ると、この乱を前後してこの庄と深い関係を有する飯富氏なる武士がいるが、この武士は乱の影響を全然受けていないようなのである⁽³⁾。

そうすると、没収された飯富庄と和田方武士と飯富氏との関係は、いったいどういう具合に理解すべきなのか。

推定の域を出ないが、建保元年時点での飯富庄の下地進止(知行)権は和田方武士が持っていて、飯富氏はその庄内の郷地頭か、あるいは一分・村地頭ではなかったかと思われる。

そう解釈することが許されれば、下地進止権を持っていた和田方武士の権限剥奪をもって、飯富庄没収という表現になったと理解することができる。その場合、郷・村地頭が乱に特別関与しないかぎり処罰を受けることはなく庄内郷・村地頭として存続できた⁽⁴⁾。

さて、和田方武士とは誰か。以上に見たようにかなり有力な相模武士でなければならない。

相手を相模武士と限定するのは、北条義時が佐々木左衛門尉に宛た書状で「和田左衛門尉義盛・土屋大学助義清・横山右馬允時兼、すべて相模の者とも、謀叛をおこす」(『吾妻鏡』建保元・五・三条)とあることによる。

上総国飯富庄を支配する惣地頭とは有力相模武士のうち誰か。右に見た中でやはり注目されるのは和田義盛であろう。

義盛と上総国に関して言えば、和田の乱をひきおこすことになった義盛の子たちが幕府に逮捕された時、彼は上総国伊北(いほう)荘に居住していたらしいことが『吾妻鏡』(建保元・三・八条)に見える。また古く文治年間には、上総国畔蒜庄の地頭職を上総介(足利義兼)と折半して有した(同書文治二・六・十一条)。

政治的な地位といい、右述のように上総国の各地を領有している事実等から、飯富庄の惣地頭は和田義盛であったと推定できる。

飯富庄は和田義盛から北条時房の手に移り、得宗化が進められる中で、元弘の乱を迎え、一時欠所としてあったのが、正平七年の充行で南宗継が領知することになったものと思われる。

次に『下総国印西庄』を見てみる。

『千葉県史料』(中世編・県外文書)によると、現在の印旛郡印西町を中心とする印旛沼西辺地一帯を指すのではないかと述べている。また解説を見ると、「印西には、金沢称名寺領があり、金沢北条氏の一族大森氏が居住した」とある。

金沢称名寺領が何時からかははっきりしないが、「称名寺寺用配分置文」(金沢文庫文書五四二三号文書)の文中、「於称名寺々用者、自故越州御時、被定置其法畢」とある。越州つまり北条実時(一二二四～七六)の代に称名寺領になったことがわかる。その後、寺領としては元弘の乱まで続き、正平七年まで欠所として存在したらしい。

陸奥国『伊具(いく)庄』は現在の宮城県伊具郡をいう。

豊田武氏編の『東北の歴史』(上巻)によれば、伊具庄は平安朝期には皇室領荘園であった。鎌倉期になり、建保三年(一二一五)に大江広元が陸奥守となり、ついで翌々年、北条義時が継承し、陸奥国が関東知行国になったといわれる。これより以後は、執権職の者が代々「守(かみ)」に就任するようになり、直轄地となる。

元弘の乱で没収され、その後正平七年において伊具庄は南宗継に与えられた。

以上が、この文書に見える諸荘園についての簡単な説明であるが、そのいずれもが、鎌倉末期において、北条氏関係の領有に帰していることがわかる。

さて、次には相模国和田・深見郷及び俣野彦太郎入道跡についてみてみる。

3. 和田郷と公田をめぐって

前項でみたとおり、前掲文書には和田郷・深見郷の記載があるが、該項ではおもに和田郷を中心にしてその郷の性格及び伝領等の問題を考えることとし、深見郷はその叙述過程で若干触れることとする。

最初に『神奈川県史』によると、

「相模国和田(三浦群)・深見両郷(高座郡)」

としてある。つまり和田郷は(三浦郡)、深見郷は(高座郡)と傍註をしている。

中世に於ける和田郷の存在は三浦郡和田の方が、三浦一族の旛居地として歴史上有名であることから上述の傍註は正しいと思われがちである。

しかし、この文書の記載例をよく見てみると、「和田・深見」という具合にすんなり連記されている。そうした点から両郷はごく一体的な個所として扱われていると見たい。

深見郷は『倭名類聚鈔(わみょうるいじゅうしょう)』の中で高座郡十二郷のうちの一として登載されていることから、すでに十世紀前半には法に定められたところの郷形成のみた古郷であり、和田郷はその郷の南に防接する郷である。

この和田郷については『小田原衆所領役帳』の中で「東郡 上和田」として登載された本(もと)郷であると考えられるところから、深見郷ほどの古い起立をみることがなかったにせよ南北朝期までには郷形成は整ったものと思われる。

こうした観点から考えると、文書中の和田郷は高座郡と見る方が妥当なのではないかと考えられる。

さらに現地には、和田郷は古く和田氏による支配のあったことを窺わせる幾つかの遺跡及び、それにまつわる伝承が語り継がれていることも参考になるのではなかろうか⁽⁵⁾。

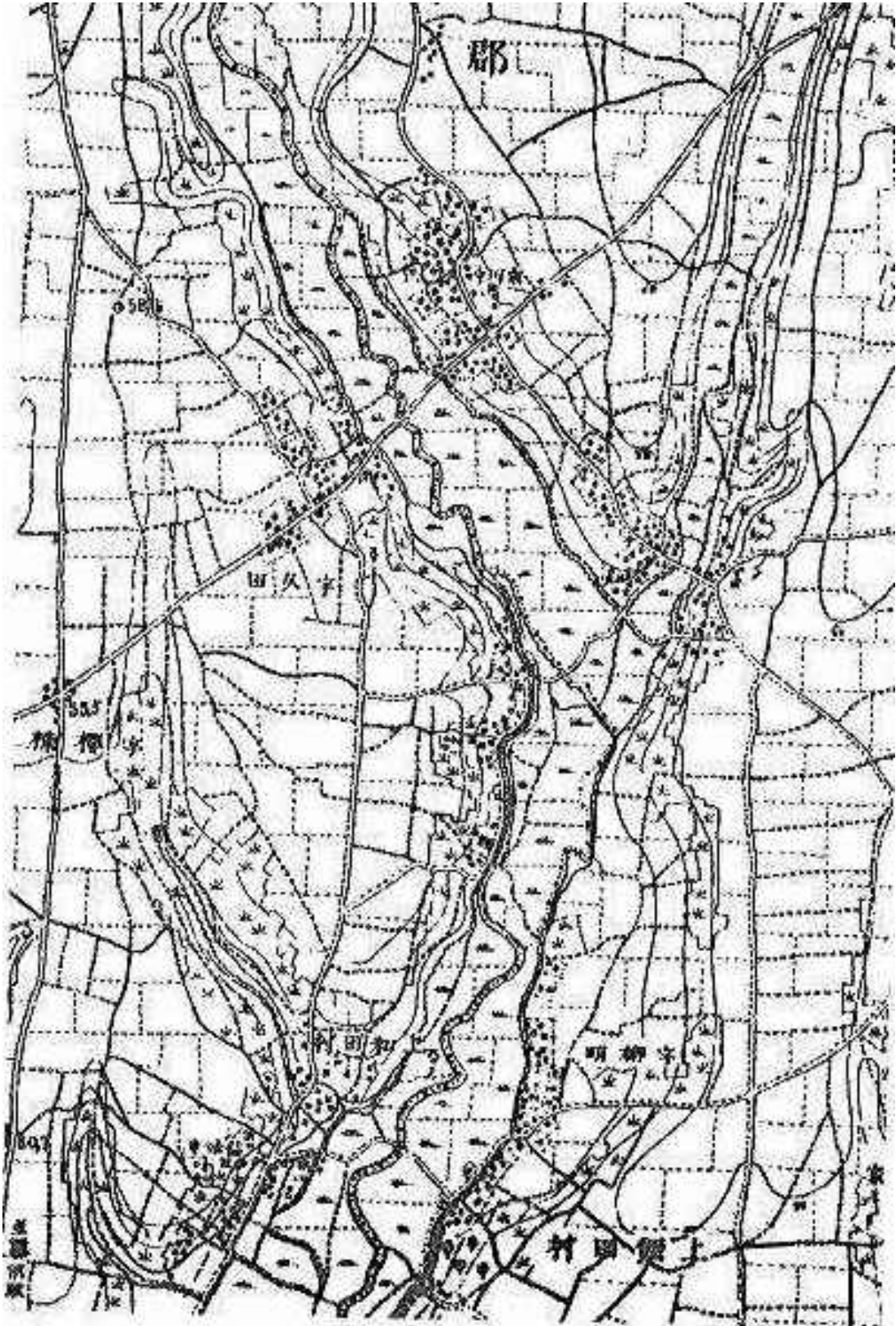


図1 和田郷の中心と思われる地区の地形図
参謀本部陸軍部測量局(1/20,000)(明治 15 年測量)

さて和田郷の、郷としての性格の問題であるが、従来の説によると、渋谷庄に含まれるものとしてあまり疑うことがなかったのであるが、後世の文書及び現地内に散在する字名等との関係から検討すると、多少疑いが濃厚となる⁽⁶⁾。

そこで、疑点と思われるところを推定を含めながら試論ということで問題提起してみたい。

最初に文書に見られる問題点をあげてみる。

先述の『小田原衆所領役帳』の中において、和田郷に関しては後北条氏の御馬廻衆内村神三郎管地の部分として次のように記載されている。

一	五貫文	東都	上和田
	十貫文		同所公田方
	七貫文	御蔵出	
	以上	式拾貫文	

(杉山博氏校訂 - 日本史料選書2)

後北条氏の時代における和田郷は上和田と下和田とに分割統治されたことがわかるが、⁽⁷⁾その他、「同所公田方」として上和田分をうわまわる十貫文の記載がみえる。

またその記載の仕方においては、上和田分とは分離し、独自の分として書載されている。

この点をどう考えたらいいのか。つまり従来までの税の収取方式を後北条氏がそのまま慣行として踏襲したと見るならば、室町時代に遡って、その方式が展開されたと考えることができる。

いずれにしろ、この書載方法が問題であるのではなく、上和田と公田方が個別に登載されたそもそもの沿革を知りたいのである。

つまり室町時代までには確実に、一個の独立体として公田方なるものが存在し、そして領主もそうした慣行を認めなければならないほどに強い独立性を主張し、存続できたところの中核となったものは何であったのかという点である。

やや説明の点で遅きに失した感があるが、「公田」そのものの用語に関する沿革をみると、古代律令時代に遡ることができる。

『養老令』における公田に関する部分を一部あげると、次のとおりである。

凡諸国公田。皆国司随郷土估価賃租。其価送太政官。以充雑用。

(凡そ(釈文)諸国の公田(くうでん)は、皆国司郷土(がうど)の估価(こけ)に随いて賃租(にむそ)せよ。其の価は太政官に送り、以て雑用に充てよ。)

この条文に見える「公田」は「諸国に存在した公田のうち、用途が特定されていないものと考えられる⁽⁸⁾」もので、「実質的には乗田を指したと思われるが、闕官職田・無主位田等も含まれたかも知れない」というものである。

なおまた『令』の解説書でもある『令義解』によって「公田」の解説を見てみよう、

謂。公田者。乗田也。凡乗田限一年売。春時取直者為賃也。

輿人令佃。至秋輸稻者為租。即今所謂地子者是。

(謂。公田は乗田也。凡そ乗田は一年を限り売れ。春時に直を取るは賃(にむ)と為(な)す也。人に与え佃(つく)らしめ、秋に至り稲を輸(いだ)すは租(そ)と為(せ)よ。即ち今謂う所の地子(ちし)は是なり)

つまり公田は乗田をいうとあり、そのわけは位田・職田・賜田・口分田・墾田を私田とよびならわしたのに対し、これ以外の剰余田をさしていったことによる。その性格については先述のとおりである。さらに「凡そ一年を限り売れ」とは耕作する前の春時に賃料をはらうということであり、それをして「賃」といった。そして秋になり収穫した後にはらうのを「租」といい、その賃貸料は収穫の二〇パーセントの現物納がふつうで、これを「地子」というと解説されている。⁽⁹⁾

公田 = 乗田は先述の私田とともに賃租の対象となったことは勿論であり、古代律令国家財政を支える基本的なもののひとつであった。

ところが平安初期に至ると、この公用の耕作は荒廢に帰することが多くなる。

延暦二〇年十一月の『多度神宮寺伽藍縁起資財帳』(平安遺文二〇号)の中に示された尾張国の例では「墾田并田代」が全体で三五町八段四〇歩のうち、墾田が一町三段、田代ならびに葦原となっていたのが三四町五段四〇歩であり、その不耕地と目(もく)されるうち「荒廢公田は一六町五段四〇歩(常荒田八町一段、今荒田が八段四〇歩)・空地一八町があった。

このような状況のなかで、荒廢公田から常荒・今荒を除き再開できる七町六段が『田令』中の荒廢条文で言う「有能借佃者」によって、つまり耕作能力のある者に借(か)りに佃(つく)らせ、六年間の無税地としての条件を与え開墾に従事させるという状況であった。(10)

すでに律令の班田収授による実効は薄れ、農民間に階層分化もおこり、ことに富豪層農民・寺社等による在園が激増するようになる。

政府はこのためしばしば莊園を整理する法令を出し禁止に乗り出すが、思うように効果をあげることができなかった。

右のような経過の延長事例のひとつとして、相模国大庭御厨の莊園化をあげることができよう。

かつて源義家の家人として奥羽征伐に参戦し武名を世に轟せた鎌倉権五郎景正(政)が、永久四年(一一一六)大庭(御厨)を伊勢神宮(内宮)に寄進し、やがて国判・官宣旨を得て立莊化したのが「大庭御厨」である。その寄進立莊化が進められる中で、景正の開墾行為に触れて、次のようなことが述べられている。

(前略)伴御厨、(大庭御厨)元者彼国住人平景正先祖相伝私領也、而為蒙神徳、任傍例寄進太神宮御領之刻、永所附屬於伊勢恒吉也、爰去長治年中国判去、件所為山野、全無田畠、令開墾為御厨家、有何難哉者、隨在庁官人皆以承知奉行、仍招寄浮浪人令開墾、致供祭之勤(後略)(11)

この文書は、保延七年(一一四一)六月、伊勢神宮祭主大中臣清親から国司平範家をとおして左大臣源有仁からの官宣旨下符を申請した文書の一部である。

景正が、開墾を行なおうとした時分は、この場所にはまったく田畠はなく、ほとんど山野であった旨が記されている。その開墾にあつては、広い意味での公田から逃亡した「浮浪人」を招き寄せて実施したとある。この結果、「御厨作田玖拾伍町・苜穎肆萬仟 佰伍拾束」の嘗農耕地と穎稻(えいとう)生産を得ることができたとある。

このほか供祭(くさい)料米・農料出挙(すいこ)米・熊野僧供米がみられ、甲乙人(百姓)の私有等を合わせると、久安元年(一一四五)現在で七百余斗を数えた。

景正の時代においてこのような展開が実貌されたと見るのは言葉の綾で、むしろ一〇世紀前半頃に成立した『倭名類聚鈔(わみょうるいじゅうしょう)』(源順著(みなもとの

したがう)に搭載されている高座郡大庭郷を拠地として、先述したように、荒廢公田としてあった田畠の再開発を行なった結果によるものであろう。したがって景正以前に再開発が進められ、景正の代になって立荘化運動が展開されたと見るのが穩当であろう。(余談になるが、景正は平姓を名乗り桓武平氏系の武士として知られるが、『尊卑分脈』その他の系図等を見ると他の有名武士と対比し分脈に乱れが見られる。その原因のひとつには、以上に見たように長年の開発を経て成長してきた在地領主の系統を色濃く持つことによると思われる。)

この大庭郷との関連で言えば、先掲の『倭名鈔』に高座郡深見郷が見られる。また同郷内には郷民の精神的支柱として存在したであろう式内社深見神社が鎮座した(『延喜式』)。

平安初期にはれっきとした行政上の郷形成が見られたことが想像できる。

ところが南隣地大庭郷が発展し、やがて大庭御厨へと展開を遂げるのに対し、深見郷にはそうした徴侯を見ることができない。

深見郷が平安初期に登場してから次に再登場するのは冒頭に掲げた正平七年の文書においてである。この間の時間は四百数十年を経過している。その間における深見郷をめぐる歴史は不鮮明にしか伝わってこない。

したがって、後世の史料上に見える深見・和田・絃間(鶴間)・公田等のうち、地名とそれのもつ歴史的一般的性格、そしてさらに文書記載例との接点を求めなんとか交わるものはないか模索しているのである。

さて私は該項の冒頭で、和田郷と鎌倉武士和田義盛との関係を語る伝承・遺跡等が存在すると言った。例えば下和田の城山・災難畑・生養山薬王院等はまったく同一個所に点在し、それぞれにわたって和田氏伝説(承)が伝わっている。そうした伝承等と重層して和田郷が存在している事実とを有機的に結びつけることが可能であるのだろうか。もしもできるとしたなら、どのような歴史的媒介項が想定されるであろうか。

ここでもう一度、大庭御厨立荘当時の平安後期に帰って見たい。

天養二年(一一四五)三月、左弁官から伊勢太神司へ下された『官宣旨案』⁽¹²⁾によると、相模国田所目代源頼清と源義朝及び郎従散位清原安行等が、大庭御厨高座郡内鵜沼郷は鎌倉郡に属する、といて該郷へ乱入をはかったことが記されている。そ

れによると、郷内の伊介神社祝荒木田彦松を殺し、神人(じにん)八人を捕縛連行し、供祭料魚・大豆・少豆等を踏み穢がしたことが述べられている。

田所とは国衙機関内行政織上の一「所」であり、「馬上帳や官符をもって田地坪付を勘合⁽¹³⁾」することを本務とした。本来は国司の務めであったが、平安後期に至ると赴任して来る者が少なく、したがって在庁官人による代行をみた。源頼清はそういう立場の役人であった。

この頼清は義朝と同意して、彼の郎従ほか字藤太・庁官、それに三浦庄司平吉次の息男吉明・中村庄司宗平・和田太郎・同助弘等を引きつれ乱入したとある。この時、三浦氏等が在庁官人か機関そのものと何か特別の関係を有したのか、それとも義朝との関係によったのか、その加勢理由ははっきりしない。

多分両者ともに関係を有したのかもしれないが、どちらかと言えば前者との関係が強かったように思われる。

三浦氏の祖先は『吾妻鏡』によると「祖父義明天治以来、依相=交相模国雑事、同御時検断事、同可致=沙汰=之旨、義澄承之記」(承元三年十二月十五日条)とあり、天治年間(一一二四～二六)以来、相模国雑事、つまり在庁官人として従事したと述べている。

もしこの話が正しければ、それに従事した天治から二〇年を経た天養までの間には、三浦庄・中村庄の庄司へと転身を遂げたことがわかる。ただし、天養の時点で在庁官人でなかったとはいいきれない。まさに竹内理三氏が述べられた『在庁官人の武士化』論にみる典型的一例である。

ところで先程の乱入事件であるが、事件の発端が境争論の様相をとっているものの、これと関連して国衙の役人は御厨内香川郷・殿原郷(いずれも現茅ヶ崎市)をもって国役(官寺浮免)に充てようとしたことも見られることから、この事件の性格を言えば、在庁官人側から無理に仕かけたものといえることができる。つまり税及び諸役負担の確保に狙いがあったがため、御厨の荘園化をはばもうとして、かかる事件が起こされたというのが真相であろう。

そうしてみると右のような事件の中における三浦氏を観察した場合、在庁役人への加担というのは庄司という立場からすると矛盾した行為と、一応いえる。

いずれにしろ、三浦和田氏は在庁官人であったとともに、同時にまた庄園の荘官(司)として、三浦半島を中心に私領化に着手している事実を見てきた。

三浦和田氏による私領化の傾向は天養という年代前後での、公田再開発が進められる中で把えられた場合、その私領化の延長事例のひとつとして、拠地三浦半島及び動地国府と近距離にある高座郡和田郷(公田)への進出を想定することができないものであろうか。

4. 和田郷と名田の存在

該項では、和田郷の周辺に存在したと思われる名田の問題について見ることにする。

まず、現在字名にその遺名を伝えると思われるものを抽出掲示してみよう。

善光明〔福田地区〕

外記明〔 〃 〕

柳 明〔上飯田地区〕

以上の通りである。

表1 村名と小名 (『新編相模国風土記稿』より)

村名	小名
上和田	久田 宮久保 矢ノ下 中村
下和田	上村 中村 下村 山谷
福田	江ノ久保 坂下 八軒屋 三軒屋 根下 代官庭 神明谷 札辻 善光明 外記名 山下 境橋
深見	草柳 一ノ堰 島津 入村 坊ノ久保 宮下
上草柳	笹山 山野
下草柳	
下鶴間	水牛王 横山道 公所 上野 下野 山中河内 山中原 長堀 目黒 宮田 片倉 高木 牢場

青字は当論文上にみえる小名

この「…明」の読みは「みょう」であり、『新編相模国風土記稿』(以下『風土記稿』という)によると、すべて「名」の字が宛てられている。参考のため『風土記稿』から大和市城の村名と小名を一覧で示すと、(表1)のとおりである。

なおそれらを現和田地区の地図におとしてみると、図2のとおりである。

地図のやや中央に 印をしてある個所は、中世和田郷の中心区域と想定される場所である。そこを中心に北に久田(公田)、東に境川を越え柳明(やなみょう)、西に外記明(げきみょう)・善光明(ぜんこうみょう)が見られる。前二者及び和田郷中心地は境川流系に点在し、後者は引地川流系に点在する。

これらは中心地からほぼ等距離にあり、また中心地とをつなぐ古道が知られており交流の存在を思わせる。

さて、これら名と和田郷そして久田(公田)(この点は前項でみた)がどのような歴史的経過を経て生じ、そしてそれぞれどのような性格を持ち、また三者はどのような関係として位置づけることができるか、に焦点を絞り見て行きたい。

ここでまたつづやきになるが、右の設問に応えてくれる直接・間接の史料がないため、設問倒れになる危険が眼に見えている。しかし、れっきとして、「名」の遺名と思われる字名が和田郷の周辺に散在する事実を知りながら、何等学問的俎上にのせることもなく等閑視するわけにはゆかない。そしてまた都市開発が極度に進められる中であって、古くから知られた字名は一日のうちに抹消されていく事態に直面し、なんとか字名の歴史的解明を急がねばと思うのである。

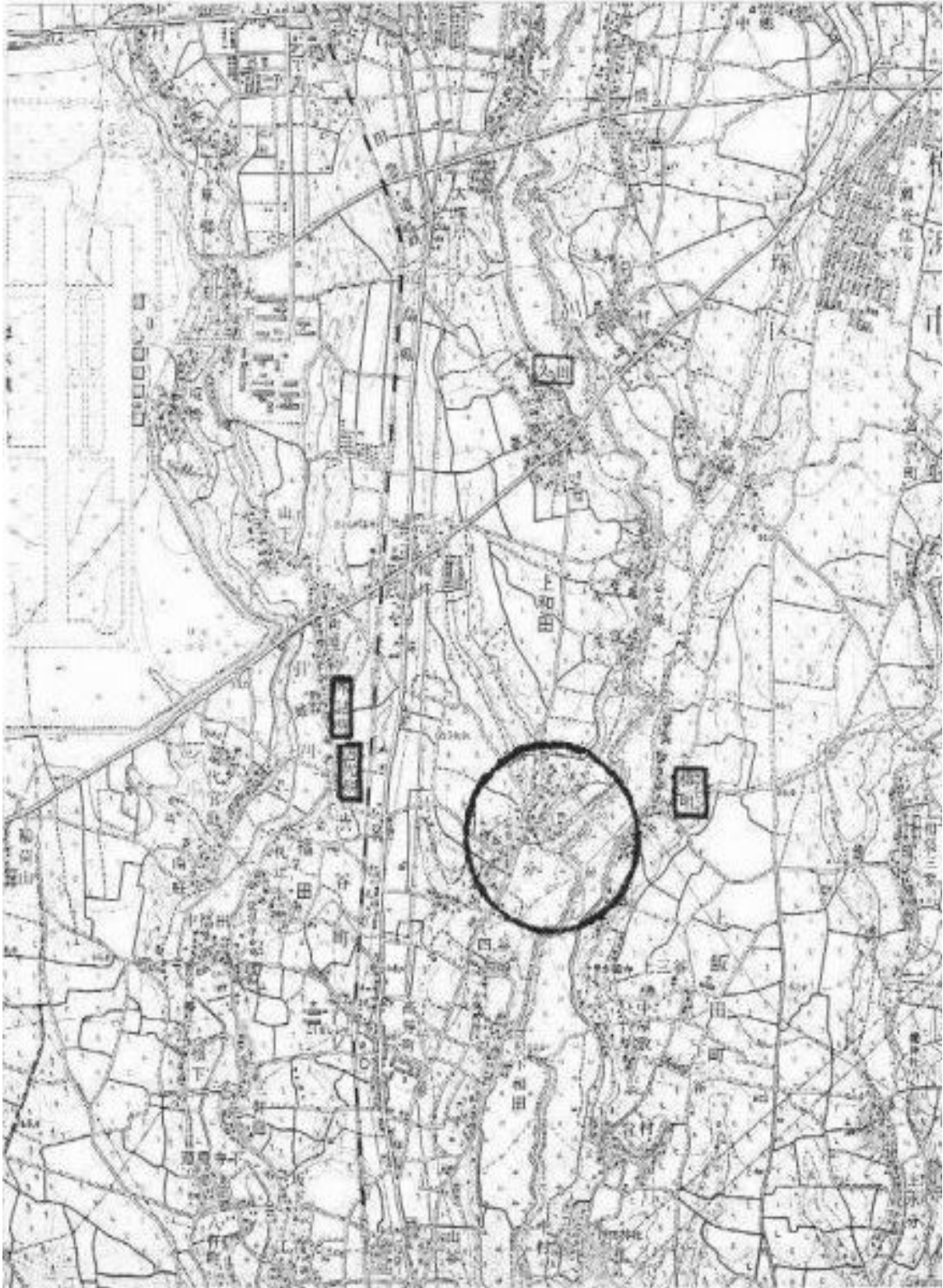


図2 和田郷と名(明)の存在状況(1/25,000)

さて本論に戻るとして、福田の善光名・外記名についてであるが、ここに興味ある一通の中世文書がある。地元郷土史家の方々にとって目なれた文書であり『風土記稿』の編者たちも目にし、福田村の由来を説明する際の材料としたものである。

まず、全文を掲げてみる。(ただし、ここに掲げる文書は後世の写(うつし)で、大和市内の関水正夫家に保存されているものであり、原文書ではないことをおことわりしておく。)

相定侯一札之事

一我等此度保田筑後守永正二年此所へ来り、田辺因幡守同四年来り、廣田刑部之助同十六年来り、斎藤民部・小林大玄同十七年来り山下半哉・駒井文太夫大永元年来り、廣瀬藤八・市川源兵衛同口(不明)年来り、以上九人之者者以相談東西南北之境定者也、火事後座候共(ママ)早速欠付相志すめへき(ママ)事、

一其村置手(掟)之事、保田筑後守・田辺因幡守両人之儀者此所草切ニ侯得八何ニ而茂(被か)仰出侯(不明)相背申間敷事、筑後守里南善谷、因幡守里松木谷、刑部助里根下谷(不明)、此時福田村ニ(ママ)名付たり、誠ニ家々子孫?相守リ(可か)申者也、仍而一札如件、

大永四年申ノ二月四日

廣田刑部助(之脱か)

斎藤民部

駒井文太夫

廣瀬藤八

市川源兵衛

山下半哉

小林大玄

保田筑後守殿

田辺因幡守殿

家々子孫まで因幡殿此一札預り印

(追筆か)

(大和市 関水正夫家文書)

この文書は福田地区(村)の、中世後期から近世初期にかけての村落形成を見る上で、非常に貴重な史料である。この文書の分析についてはいずれ近世史専門委員

である神崎彰利氏の手によって明らかにされると思うので、私は次の関心からとりあげてみたい。

それは、従来、福田村は渋谷庄に属したと考えられ、それが庄園の展開される時期に該村の発生があったかのごとく受けとめてきた感があった。

そう考えてきたのは、天文11年(一五四二)の『堀和文書』中に「渋谷庄之内福田之郷(以下千束・七木・長後の地名あり)」の書載があったことによった。

しかし、右の『関水正夫家文書』によって、福田村は大永四年(一五二四)に、他所から移住してきた武士(修験者・地侍等を含んでいるらしい)等によって、引地川流域に散在する谷戸を拠所として開発が行なわれ、該年になって初めて福田村と名づけられたことがわかった。

つまり渋谷庄福田村という通称は、かなりあとになって使用を見るものである。また大永四年以前はそれにかわって村名を使用することがあったかどうか、疑わしいと言ふべきである。

そうすると、名田の遺名として考えた外記名・善光名との関係はどういうことになるのであろうか。

ここでこれらの「名」は郷・村名を冠する必要なく存在できると考えたらどうだろう。つまり村・郷と同様に独自に機能できたこととらえることも可能である。

この論理が正しいとするならば、柳名の場合においても、上飯田からかって何等かの形で独立性を主張できたと解することができよう。

さてそうすると、「名」とはいったいどういう性格のものであろうか。なぜ独自の性格を有するのか、その内容を見てみよう。

この点について、最近の研究成果をまとめられた稲垣泰彦氏の研究によると、「名」に関しては、その成立、本質規定をめぐる多くの研究が行なわれ、大勢として中世的土地所有権にかかわる問題として考えられてきたが、近時その考え方は否定され、土地所有とは関係のない、公田請作を本質とする徴税単位であると考えられる傾向が強くなっている」といわれる。⁽¹⁴⁾

また、「名」は律令的収取機構の崩壊のあとに、郡・庄・郷等とともに設置をみたものといわれ、その規模は必ずしも一定せず、名内構成要素も郡・庄・郷とともに複雑であったものもあるといわれる。

収取基準は先述のとおり土地面積に求められ、支配の関係では国待との関係が深いといわれる。

ところで、この「名」が郡・庄・郷とは別に、何故設置されたのかである。

稲垣泰彦氏によると、「私は「名」が国衙の正税物の便補にあてられることが多いこと、(中略)国衙との間に特殊な関係をもつものではないかと考えている。しかしこれらの点についてはなお研究の余地が多い。」⁽¹⁵⁾と述べられている。

名に関する稲垣氏の説に従って、上記の名を考えると、やはり庄・郷・村を冠することもなく存在できる根拠がよくわかる。つまり国衙の支配による公田請作を本質とする徴税単位として、公田的性格を有したものと受けとれる。

一方、竹内理三氏の『在庁官人の武士化』によれば、在庁官人給分として在庁名田があった事実もあげられる。先述の稲垣氏説とは多少違う点もあるが、いずれにしろ、国衙支配の対象であったことには変りない。

こうして、柳名・善光名・外記名の起立・性格を整理すると、律令制崩壊後、ことに平安時代後期になり、一般的に見られるという国衙による名設定の歴史線上に連なるものとして把えることができるのではないか。

さてここで、前項に立ち帰って、和田郷・公田(久田)との関係を整理する必要がでてきた。

前項では公田というものの一般的性格を述べる中で和田郷内公田が古来、郷から独立して存在する地域ないしは行政単位の様相をみせているところから、国衙支配地として存在し、そしてやがて和田郷と融合する傾向をみせるようになるのは、在庁官人であった三浦和田氏の私領化の表現によるものではないか、と考えた。そしてまた和田郷については、三浦和田氏が在庁官人であったと同時に三浦庄・中村庄の荘司を歴任している事実をつきとめ、庄園化が進まない地域、つまり国衙支配に委ねられてきた地域内における私領化のひとつの証左として和田郷の支配関与をとりあげてみたのである。

このような観点に立って、先程以来述べてきた柳名・善光名・外記名なるものが国衙支配対象地であるとなれば、三浦和田氏は在庁官人の一人であり、かつ和田郷に拠地を作った経過から考えて、和田郷を中心とする先述の三名と公田を含む広範囲な地域は国衙領域と規定することが可能となる。そしてそれら国衙領に対する徴税、

あるいは検断(前掲の『吾妻鏡』には三浦氏と検断について触れている。)等に関与したのは三浦和田氏であったのかも知れない。なお想像を逞しくすれば、そうした国務履行を口実として在地出張場所の設営を主張する過程において和田郷の抛地(里言にしたがって一応城山付近としておこう)の占取が実行されたとも思われる。

この抛地は大和市域の中でも、かなりの広面積になる谷戸田を持ち(つい最近まで四谷の字名があったが)、しかも境川の氾濫があってもその洪水による被害は比較的少なくすんだ場所である。また生産量の点でも最も多かったろうと思われる(表2参照)。

表2 元禄15年 村高表

村名	村高	備考
下和田	182石6斗	下和田・上和田合計479石9斗
上和田	297石3斗	
福田	332石1斗8升	
上草柳	44石	
下草柳	77石1斗5升7合	
深見	337石8斗3升	
下鶴間	409石5升	
公所		

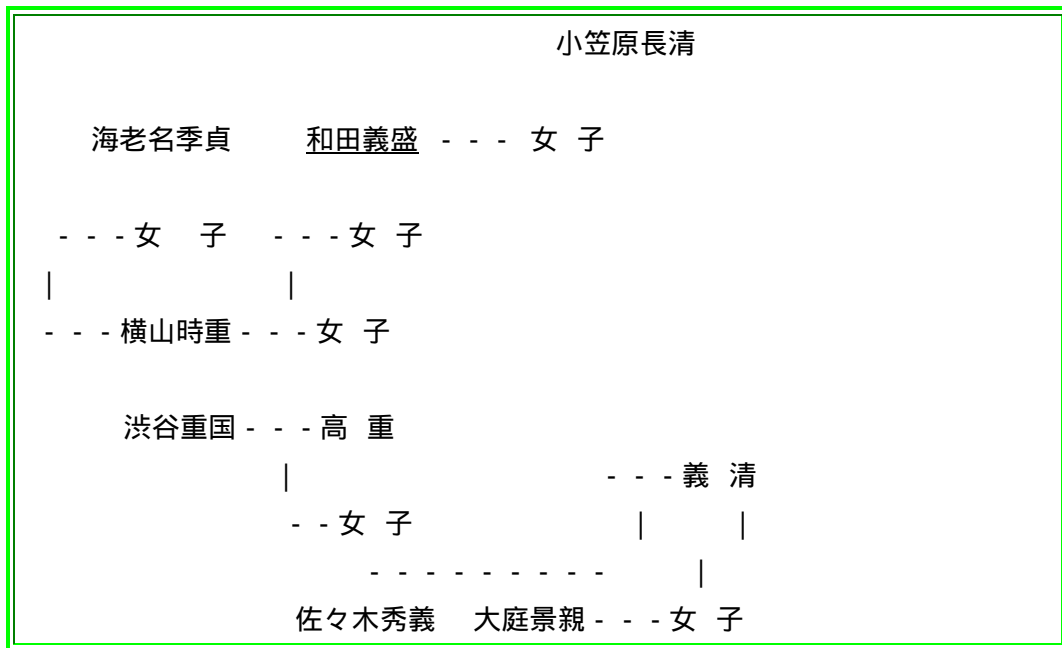
(『相模国郷帳』より)

この地を仮居地と定めながら公田・名に対する国務を行ない、やがて本居地化したと想像されないであろうか。

三浦和田氏のなかでは、平安末期から鎌倉初期にかけ、ことに鎌倉幕府草創時には侍所別当になり活躍した和田義盛がいる。

彼がこの郷へ住んだという直接の記録は何もない。しかしことによると住んだことがあるかもしれない。仮りに住まなくとも何らかの縁を感じしめる事柄がないわけではない。

それは鎌倉初期における渋谷氏を中心にしてみられる次の『縁戚図』から推量できないだろうか。



(『三浦古文化』17号 拙論から)

つまり大庭・渋谷・海老名氏といった高座郡関係武士との関係が深いのと、特に渋谷氏との関係からすれば、地理的關係の上でもきわめて近いといえるようである。

和田氏が、和田郷の支配を行なったとして、公田・名はしばらくの間、国衙領として存在したと思われる。ことに公田については、前項冒頭でも触れたように、室町期までその機能を果たしていたかに見える。

以上、名田・和田郷をめぐって、さらには公田を加え、それらの地域が平安後期には国衙領であった可能性を指摘してきた。そうした中で和田郷だけはそれらと別に和田氏の領有に帰した模様である。

その後は、和田合戦(建保元年五月)によって没収され、北条氏の手へに帰したと思われる。

それは、南宗継が尊氏から受与された諸庄園がすべて北条氏領であったことから推定される。この点はさらに次項でみてみよう。

5. 和田・深見郷と俣野彦太郎入道

南宗継が足利尊氏から、所領のひとつである和田・深見郷を与えられ、また俣野彦太郎入道なる者の跡が下されたと前掲文書にあった。その部分をもう一度見ると、「和田・深見郷井俣野彦太郎入道跡」とある。

ところでこの記載用例からだけでは南郷と俣野氏との関係がどのようなものであったかを具体的に知ることはできない。つまり俣野氏が南郷の郷地頭職を有したのか、それに入道跡地なるものが郷内にあったのか、それとも郷外であったのかという疑問に直接的には応えるものではない。

したがって、俣野氏に関してはその他の傍証史料をとおして明らかにして行く以外に方法がない。

その前に、両郷についてであるが、前項のなかで既に見た通り、それ以外の飯富庄・印西庄・伊具庄がそうであったように鎌倉中期以後は北条氏の領有に帰していたものと思われる。

こうした所領と北条氏との関係からすると、俣野氏は鎌倉末期までには得宗被官として勤仕した武士ということができる。

さて俣野彦太郎に関して言えば、元弘三年(一三三三)二月に楠木正成の籠る赤坂千早城を包囲した幕府方の戦の状況を伝える『楠木合戦注文』⁽¹⁶⁾の中に同一人物と思える人名が記載されている。いまその部分を抜き書きしてみると、次のとおりである。

一、俣野彦太郎、并藤沢四郎太郎、若党十余人、楠木相向之處、去月廿六日合戦、五人手負了、我身者為本在京人、国内裏ヲ可守護之由、依被仰也
正慶二年閏二月二日

いわゆる俣野彦太郎と藤沢四郎太郎は、元弘三年(一三三三) = 正慶二年二月の楠木攻めに参戦したが、仲間のうち五人が傷を負ったとある。またこれ等の人々は従来、京都を警固する番役武士(ばんえきぶし)であったと言っている。そうした経験を重視されたのか、やがて都を捨てなければなくなる幕府方武士の一員として内裏(だいいり)を警衛する役割を担わされたことが、この文書を通して窺知できる。

なお蛇足であるが、文中の藤沢四郎太郎なる者は、遊行二代真教上人書状『大上人御書』⁽¹⁷⁾の中で、呑海に念仏賦算を許可して欲しいと言った「四郎太郎殿」ではないかとの説がある。大橋俊雄氏『時宗の成立と展開』および河野憲善氏『遊行四代呑海とその述作』などでは、この説である。これに対し、橘俊道氏の『時宗史論考』では、「四郎太郎というような通称はざらにある名前であるから速断は禁物である」と一応慎重に対応されている。

ただ、先の『注文』で藤沢四郎太郎が在京人であるという観点からすると、「四郎太郎殿」も在京していた関係から、あるいは同一人かも知れないと述べている。

また、橘氏の『太平記にあらわれた時衆』および『室町幕府と時衆』でも知られるとおり、武士と時衆との関りは非常に多いことが知られている。そうした中で、俣野彦太郎入道と藤沢四郎太郎とはことのほか昵(じつ)近の関係にあったと思われ、なお俣野彦太郎入道が呑海と同族縁者であったらしい関係とを総合して考えると、藤沢四郎太郎も時衆であった可能性が濃厚である。

ここでいう昵近の関係を若干見ると、先の『注文』文中で、戦場に臨んだ際、俣野氏と藤沢氏は若党十数人と共に行動したとある。多分俣野・藤沢氏をリ・ダ・として従者十数人を引き連れたという意味であろう。

そう解釈すると仮にこの両名を入れたとしても戦隊規模には影響ないだろうから、きわめて小党的戦隊といえる。

そうした戦隊が戦場で一定の戦果をあげるためには、両者ともよほど昵近でなければならぬと思われる。幕府の一方的命令によって組織された仮の戦隊とは思えない。

藤沢四郎太郎は俣野氏と昵近であり、かつ、在京人である。その上時衆である可能性を総合してみると、俣野氏と呑海との関係線上に彼が当然連なると推定される。そして呑海の立場(賦算権を得ようとする)をよく理解できる人であったとも思える。

そのように考えると、藤沢四郎太郎とは「四郎太郎殿」であったとする見方が穏当のように思える。

さて本論に帰るとして、『注文』の俣野彦太郎が『尊氏下文』でいう俣野彦太郎入道であると思われる共通点は、姓名・時代性さらに幕府御家人である点から同一人と推定したい。

さて、この俣野氏とはそもそもいかなる武士であろうか。

仮に『源平盛衰記』にいう「俣野景久(尚)」なる人物の末孫であるとすれば、大庭景親・懐島景義・豊田景俊といった兄弟とともに、鎌倉党の一員であった俣野氏の系譜

をひくものである。そう考えるとすれば、平安時代の大庭御厨の一郷として考えられる俣野郷に居地を持った一族である(図3参照)。

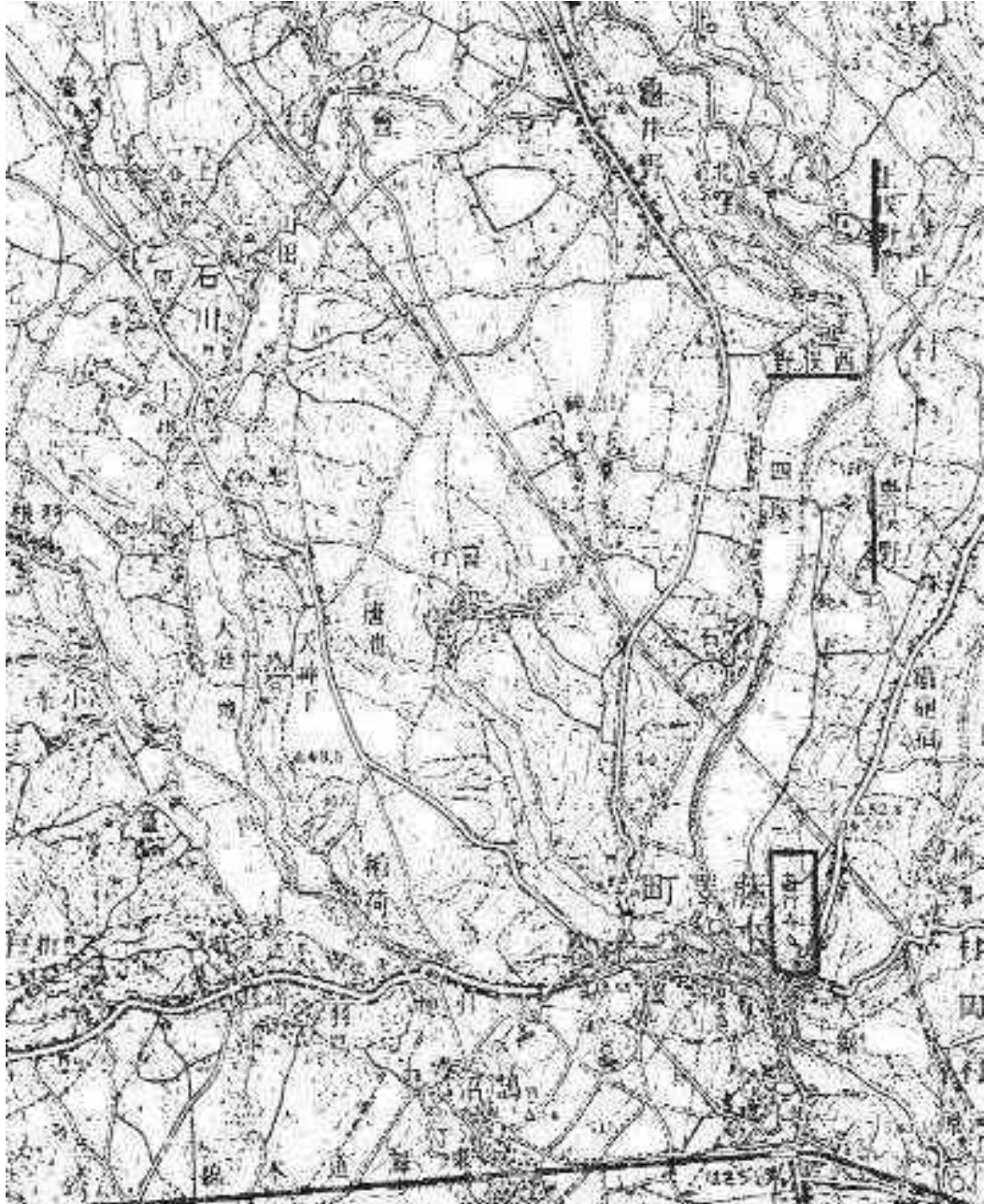


図3 俣野郷(上・東・西)と想定される地域の地形図

治承の内乱(一一八〇)の時、兄景親が幕府に捕えられ、景親の兄景義の手によって片瀬川に梟首されたことを知った景久は京都へ逃れるのであるが、(18)その後どうなったかは史書には見えない。

俣野彦太郎は多分この景久の系統を引くものであろうが、その子孫にあっては、承久の内乱の際、鎌倉御家人である俣野小太郎なるものが手傷を食ったと『吾妻鏡』(承久三・六・十八条)にみえることから鎌倉中期頃までには、その子孫が幕府に仕えることとなったものであろう。(19)

その場合、従来からの拠地である俣野郷を本拠としながら幕府に勤めたと思われるが、その後元弘三年五月、幕府崩壊に至るまで幕府方武士として忠勤を励んだものであろう。また上に見たように在京武士でもあったといわれることから、長いこと番役勤仕もしている。しかも得宗政治の中で地位を維持できた武士であってみれば、北条氏所領の可能性の濃い和田・深見郷の幕末の郷地頭職をもっていたのは、そこと隣接する所に居た俣野彦太郎その人であったとも言えそうである。

さきに掲げた地図によってもわかるように、俣野郷と遊行寺とはまったく近距離にあり、俣野氏屋敷(掘の内・馬場・大手等の俗字名が東俣野内にある)は遊行寺とは眼と鼻先にあったことを付言しておく。

結 語

以上、和田郷に関する考案を中心として、大和市域の中世史の一端を見てきた。

和田郷の起立と和田氏との関係、和田郷と公田・名田との関係、そして伝領関係を概観した中で、各所にわたり推測しなければならない点が多々あった。そのため必ずしも当を得ない誤りを犯している所があるものと思われるし、推測の根拠が稀薄であるため理解に苦しまなければならない点も多々あると思われる。

それらの点については今後の課題として研讃に努めたい。またそれ等不明な点についてはよろしく御批判いただきたいと思う。

なおこの研究の中で絃間郷および公所(公文所の遺名か)との関係に触れることができなかつたことを遺憾に思っている。今後の課題としたい。

最後に大和市史編さん係の方から、伝承・地名・史料提供・地理的案内等々の御案内を屢々いただいた。ここに感謝の意を表する次第である。

注

(1) 余談であるが、新井白石は安積覚からこの時の合戦地が現在(江戸時代)の何処にあたるのかという質問されたのに対し答えた書簡(『新安手簡』)の中で、閏二月二〇日(観応三年)の戦地は「鶴間原、又亀鶴など申所の辺候」と述べている。この新井説は最近刊行された『町田市史』(上巻)によって訂正された。

(2) 安田元久氏編『鎌倉將軍執権列伝』参照。

(3) 飯富(おぶ)氏は文治元年(一一八五)同国住人弘長の仲介によって源頼朝と対面。その際、「作_レ矢」の名人として登場する。そのことがあって間もなく御家人として『吾妻鏡』に登載。また 飯富庄は飯富氏外戚の伝領するところと述べ、やがて飯富庄を拠地としたらしいことが前掲書に散見する。和田の乱があったとき飯富氏そのものは戦に加担しなかったせいもあるが、それにしても「没収」によって飯富氏が困った状況はみえない。

(4) 奥富敬之氏『相模国得宗領の個別的研究』(『神奈川県史研究』11号・12号所収)の中で、山内荘内における惣・郷地頭存在と 両者の関係が詳しく考察されている。

(5) 大和市下和田地域にある山城や薬師堂・災難畑下の人骨群 等々に関する伝承はすべて和田義盛とその妻、及び和田合戦に関する。その他『新編相模国風土記稿』・『瀬谷区の歴史』(生活資料編)。

(6) 『新編相模国風土記稿』の説を前提とした渋谷庄域論が一般的に行なわれてきた。私もその一人であり、『三浦古文化』第17号でも一応その説に従った。しかし木村礎氏が『江戸時代の村と小名』(和歌森太郎先生還暦記念『近世封建社会支配と民衆社会』所収)の中で、『風土記稿』に言う庄と郷の関係についてはそのまま信用するのは危険であると指摘されている。

(7) 上飯田と下飯田との中間に中和田がある。該論では一応保留事項として採り上げなかった。

(8) 井上光貞・土田直鎮・関晃・青木和夫氏『律令』(日本思想大系3)補註参照。

(9) 弥永貞三氏『奈良時代の貴族と農民』(日本歴史叢書)。

- (10) 戸田芳実氏『国衙領の名と在家について』（『日本領主制成立の研究』所収）。
- (11) 「天養記」（伊勢神宮文庫蔵）（『神奈川県史』資料編 古代・中世 1 所収）。
- (12) 「天養記」（前掲書所収）。
- (13) 竹内理三氏「在庁官人の武士化」（『律令制と貴族政権』 所収）。
- (14) 稲垣泰彦氏「律令制的土地制度の解体」（『土地制度史』1 所収）。
- (15) 稲垣氏・前掲書。
- (16) 続々群書類従「史傳部」第三所収。
- (17) 牧野素山編「七条金光寺文書」（『藤沢市史研究』第八号所収）。
- (18) 『吾妻鏡』治承四年十月廿六日条。『源平盛衰記』巻23参照。
- (19) 『吾妻鏡』暦仁元年二月十七日・仁治元年八月二日条等参照。